

訪問看護（医療保険）
重要事項説明書

事業所No.2860790449

アーチ訪問看護ステーション神戸

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「神戸市指定居宅サービス等及び神戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 神戸市条例第 28 号）」の規定に基づき、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 アーチ在宅リハビリテーション研究所
代表者氏名	恵濃 雄一
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府豊中市長興寺北三丁目6-46 TEL: 06-4867-3277 FAX: 06-4867-3278
法人設立年月日	2013年11月28日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	アーチ訪問看護ステーション神戸
介護保険指定 事業所番号	2860790449
事業所所在地	兵庫県神戸市須磨区須磨本町1丁目1番46号ウエスト天神101号室
連絡先 相談担当者名	(電話) 078-733-3333 (FAX) 078-733-3332 (相談担当者氏名) 中尾 恵美
事業所の通常の 事業の実施地域	神戸市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、療養状態の利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とします。
運営の方針	(1) 事業所が実施する事業は、利用者が療養状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。 (2) 利用者の療養状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行います。 (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 (4) 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 (5) 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

	(6) 前 5 項のほか、「神戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 24 年神戸市条例第 28 号。以下「指定居宅サービス条例」という。)に定める内容を厳守し、事業を実施します。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間(サービス提供可能な日)

営業日	月曜日から金曜日(祝日含む)まで。(12月30日から1月3日を除く)
営業時間	8時30分から17時30分まで。

* 対象者について、上記の営業日・営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとり、必要に応じて、緊急時の対応を行うこととする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	看護師 中尾 恵美
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 (訪問看護師と兼務) 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 カンファレンス等への出席により、医療機関や他事業所との連携を図ります。 3 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 4 利用者へ訪問看護計画を交付します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常勤 3名 (内1名は、管理者と兼務)
看護職員 (看護師・准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。 	常勤 3名

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。 3 リハビリ専門職の計画については、看護師との共同により、解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って計画を作成します。	(理学療法士) 常勤 1名 非常勤 1名 (作業療法士) 常勤 0名 非常勤 1名 (言語聴覚士) 常勤 0名 非常勤 0名
事務職員	訪問看護事業における必要な事務作業を行います。	常勤 0名 非常勤 0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。また、居宅介護支援事業者が係る場合、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を参考にし、訪問看護計画書を作成します。そして、計画書の説明を行い、同意を得た後、書類を交付します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 (1) 病状・障害の観察、健康管理 (2) 清拭・洗髪などによる清潔の保持 (3) 食事および排泄など日常生活の援助 (4) 褥瘡の予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 認知症や精神疾患の方の看護 (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) カテーテル等の管理 (10) その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

基本療養費

基本療養費項目	訪問者資格/ 同一建物の訪問	サービス 提供日数	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,650円
		週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,650円
週4日以降		5,550円	555円	1,110円	1,650円	
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門/ 膀胱にかかわる専門の看護師		12,850円 (月1回限度)	1,285円	2,570円	3,855円
訪問看護療養費Ⅱ (1日につき) * 同一建物への訪問	看護師 同一日2人まで	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,650円
		週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師 同一日2人まで	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等 同一日2人まで	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,650円
		週4日以降				
	看護師 同一日3人以上	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
		週4日以降	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師 同一日3人以上	週3日まで	2,530円	253円	506円	759円
		週4日以降	3,030円	303円	606円	909円
	理学療法士等 同一日3人以上	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
		週4日以降				
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門、 人口膀胱にかかわる専門の看護師		12,850円 (月1回限度)	1,285円	2,570円	3,855円
訪問看護管理療養費Ⅲ (1日につき)	外泊中に訪問看護を実施した際		8,500円	850円	1,700円	2,550円

訪問看護管理療養費

サービス提供日	サービス利用料	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
月の初日の場合	① 機能強化型1	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
	② 機能強化型2	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
	③ 機能強化型3	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	④ 機能強化型以外	7,670円	767円	1,534円	2,301円
月の2日目以降の訪問	訪問看護管理療養費1	3,000円	300円	600円	900円
	訪問看護管理療養費2	2,500円	250円	500円	750円

※ 医療保険における訪問看護は原則週3日まで、1回の訪問時間は30分～1時間30分程度となります。

ただし、厚生労働大臣が定めた疾病等別表第七、第八に該当する場合（☆資料【表1、表2】）と、特別訪問看護指示書が交付された場合（2週間）は、日数の制限はありません。

※ 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。

後期高齢者対象の方は1割、現役並み所得者の方は3割、一般の健康保険等・未就学児は2割、就学児は3割負担
生活保護世帯に属する方、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費の助成を受けている方は利用料はかかりません。

訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱの加算

加算項目	制限	加算	利用者負担			
			1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問看護加算	1日につき(月14日目まで)	2,650円	265円	530円	795円	
	1日につき(月15日目以降)	2,000円	200円	400円	600円	
難病等複数回訪問加算	イ 1日に2回の場合	(1) 4,500円	450円	900円	1,350円	
		(2) 4,000円	400円	800円	1,600円	
	ロ 1日に3回の場合	(1) 8,000円	800円	1,600円	2,400円	
		(2) 7,200円	720円	1,440円	2,160円	
長時間訪問看護加算	90分を超える場合(週1回のみ)	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
乳幼児加算(6歳未満)	1日につき	1,300円	130円	260円	390円	
	1日につき(*別に定めるもの)	1,800円	180円	360円	540円	
複数名訪問看護加算 (1人以上の看護職員と 同行)	イ 看護師等と訪問(週1回) 算定対象:①②③④	(1) 4,500円	450円	900円	1,350円	
		(2) 4,000円	400円	800円	1,200円	
	ロ 准看護師と訪問(週1回) 算定対象:①②③④	(1) 3,800円	380円	760円	1,140円	
		(2) 3,400円	340円	680円	1,020円	
	ハ 看護補助者と訪問(週3回) 算定対象:④⑤⑥	(1) 3,000円	300円	600円	900円	
		(2) 2,700円	270円	540円	810円	
	ニ 看護補助者 と訪問(☆資料 【表1、表2】と 特別看護指示書 期間は制限なし) 算定対象:①②③	1日に 1回の場合	(1) 3,000円	300円	600円	900円
			(2) 2,700円	270円	540円	810円
1日に 2回の場合		(1) 6,000円	600円	1,200円	1,800円	
		(2) 5,400円	540円	1,080円	1,620円	
1日に 3回の場合	(1) 10,000円	1,000円	2,000円	3,000円		
	(2) 9,000円	900円	1,800円	2,700円		
夜間・早朝訪問看護加算 又は深夜訪問看護加算	夜間(18時~22時)、 早朝(6時~8時)	2,100円	210円	420円	630円	
	深夜(22時~6時)	4,200円	420円	840円	1,260円	

表内(1)は同一建物内2人まで、(2)は同一建物内3人以上の場合の加算料金です。

※ 緊急訪問看護加算は、訪問看護計画に基づき定期的に行う訪問看護以外で、利用者や家族等の緊急の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、看護師等が訪問看護を行った場合に、1日につき1回限り算定します。

※ 難病等複数回訪問加算は、☆資料【表1、表2】の利用者、特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回または3回以上、訪問看護を実施した場合に算定します。

※ 長時間訪問看護加算は下記の長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に算定します。

▽ 特別訪問看護指示書にかかわる訪問看護を受けている者(週1回)

▽ 特別管理加算を算定する者に該当する利用者(☆資料【表2】、15歳未満の小児は週3回まで)

▽ 15歳未満の超重症児または準超重症児(週3回まで)

※ 乳幼児加算は、6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に、1日につき1回に限り算定します。

乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者

(1) 超重症児又は準超重症児

(2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

(3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

※ 複数名訪問看護加算は1人の看護師等による訪問看護が困難な場合に、次の①~⑥に規定する利用者に対して、同時に複数の看護師等や看護補助者による訪問看護を行った場合に算定します。

① 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者(☆資料【表1】)

② 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者(☆資料【表2】)

- ③ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ⑤ 利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる者
- ⑥ その他利用者の状況等から判断して、①から⑥のいずれかに準ずると認められる者

※ 夜間・早朝訪問看護加算および深夜訪問看護加算は、利用者または家族などの求めに応じて、夜間や早朝、深夜に訪問看護を行った場合に、それぞれの所定額を算定します。

訪問看護管理療養費の加算

加算項目	利用者の状態	加算	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算 (月1回)	利用者のコールにより時間外、夜間でも対応	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算(月1回)	☆資料【表2-1】に該当する場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	☆資料【表2-2~5】のいずれかに該当する場合	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算 (月1回か月2回)	保険医療機関または介護老人保健施設 もしくは介護医療院に入院中(入所中)で、訪問看護を受けようとする患者またはその看護に当たっている者 ※☆資料【表1、表2】に該当する者は月2回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 (退院時共同指導加算に上乗せ)、1回に限り	特別管理加算が算定できる状態 ☆資料【表2】に該当する場合	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	☆資料【表1、表2】に対して、 退院日に訪問看護が必要と認められた者	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間(90分以上)にわたる療養上必要な指導を行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算(月1回)	在宅で療養している利用者であって通院困難な者	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅での療養中に、状態の急変や診療方針の変更がある利用者(1回あたり月2回まで)	2,000円	200円	400円	600円
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科重症患者支援管理料を算定する患者	8,400円 もしくは 5,800円	840円	1,680円	2,520円
		580円	580円	1,160円	1,740円
看護・介護職員・連携強化加算(月1回)	口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻または腸瘻による経管栄養または経鼻経管栄養を必要とする者	2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合				
訪問看護医療DX情報活用加算	1月当たり	50円	5円	10円	15円

※退院支援指導加算の「別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者」とは、

- ・15歳未満の超重症児又は準超重症児
- ・特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者(☆資料【表2】)
- ・特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者です。

その他の療養費

項目	利用料	利用者負担		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 2	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780 円	78 円	156 円	234 円

※訪問看護情報提供療養費 1 は、利用者の居住地を管轄する市町村・指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の求めに応じて、必要な情報を提供した場合に算定します。

以下、算定対象です。

①☆資料【表 1、表 2】の利用者②精神障害を有する者又はその家族等③18 歳未満の児童

※ 訪問看護情報提供療養費 2 は、当該学校等（保育所等、幼稚園含む）からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合に算定します。

以下、算定対象です。

①☆資料【表 1、表 2】に掲げる 15 歳未満の小児利用者

②18 歳未満の超重症児または準超重症児

※ 訪問看護情報提供療養費 3 は、訪問看護ステーションの利用者が保険医療機関等に入院または入所し、在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更するとき、必要な情報を主治医に提供した場合に算定します。

※ 訪問看護ターミナルケア療養費 1 は、在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り介護加算等を算定していない利用者で、ターミナルケアを行った後、24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む）に対して、ターミナルケアを行った場合に算定します。

※ 訪問看護ターミナルケア療養費 2 は、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り介護加算等を算定している利用者で、ターミナルケアを行った後、24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む）に対して、ターミナルケアを行った場合に算定します。

※遠隔死亡診断補助加算は、情報通信機器を用いた在宅での見取りに係る研修を受けた看護師が、医下点数表の区分番号 C001 の注 8 に規定する死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に加算されます。

※訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、区分番号 02 の 1 を算定している利用者 1 人につき、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）として、月 1 回に限り算定します。

精神科訪問看護基本療養費

	訪問職種	サービス提供日数	30分以上				
			利用料	利用者負担			
				1割負担	2割負担	3割負担	
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	看護師、 作業療法士	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,650円	
		週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	准看護師	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
		週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
				30分未満			
	看護師、 作業療法士	週3日まで	4,250円	425円	850円	1,275円	
		週4日以降	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
	准看護師	週3日まで	3,870円	387円	774円	1,161円	
		週4日以降	4,720円	472円	944円	1,416円	
	精神科訪問看護 基本療養費Ⅲ (同一建物居住者)	看護師、作業療法士 同一日2人	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,650円
週4日以降			6,550円	655円	1,310円	1,965円	
准看護師 同一日2人		週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
		週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
			30分以上				
看護師、作業療法士 同一日3人以上		週3日まで	2,780円	278円	556円	834円	
		週4日以降	3,280円	328円	656円	984円	
准看護師 同一日3人以上		週3日まで	2,530円	253円	506円	759円	
		週4日以降	3,030円	303円	606円	909円	
			30分未満				
看護師、作業療法士 同一日2人		週3日まで	4,250円	425円	850円	1,275円	
		週4日以降	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
准看護師 同一日2人		週3日まで	3,870円	387円	774円	1,161円	
		週4日以降	4,720円	472円	948円	1,416円	
			30分未満				
看護師、作業療法士 同一日3人以上	週3日まで	2,130円	213円	426円	639円		
	週4日以降	2,550円	255円	510円	765円		
准看護師 同一日3人以上	週3日まで	1,940円	194円	388円	582円		
	週4日以降	2,360円	236円	472円	708円		
精神科訪問看護基本療 養費Ⅳ(入院中の外泊 利用時)	外泊中に訪問看護を実施した際に 1日につき		8,500円	850円	1,700円	2,550円	

精神科訪問看護加算

加算項目	制限		加算	利用者負担			
				1割負担	2割負担	3割負担	
精神科緊急訪 問看護加算	1日につき(1回限り)		2,650円	265円	530円	795円	
長時間精神科 訪問看護加算	90分を超える場合、週1回に限り		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
複数名精神科 訪問看護加算	原則 週3日 まで	イ 保健師、看護師 又は作業療法士と 訪問	1日1回	(1) 4,500円	450円	900円	1,350円
				(2) 4,000円	400円	800円	1,200円
			1日2回	(1) 9,000円	900円	1,800円	2,700円
				(2) 8,100円	810円	1,620円	2,430円
			1日3回 以上	(1) 14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
				(2) 13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
		ロ 准看護師と訪問	1日1回	(1) 3,800円	380円	760円	1,140円
				(2) 3,400円	340円	680円	1,020円
		1日2回	(1) 7,600円	760円	1,520円	2,280円	
			(2) 6,800円	680円	1,360円	2,040円	

			1日3回以上	(1) 12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
				(2) 11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
	週1回まで	ハ	看護補助者又は精神保健福祉士と訪問	(1) 3,000円	300円	600円	900円
				(2) 2,700円	270円	540円	810円
精神科複数回訪問加算	イ	1日に2回の場合		(1) 4,500円	450円	900円	1,350円
				(2) 4,000円	400円	800円	1,200円
	ロ	1日に3回以上の場合		(1) 8,000円	800円	1,600円	2,400円
				(2) 7,200円	720円	1,440円	2,160円
夜間・早朝訪問看護加算または深夜訪問看護加算	夜間(18時~22時)、早朝(6時~8時)		2,100円	210円	420円	630円	
	深夜(22時~6時)		4,200円	420円	840円	1,260円	

※ 表内(1)は同一建物内2人まで、(2)は同一建物内3人以上の場合の加算料金です。

※ 精神科緊急訪問看護加算は、訪問看護基本療養費の場合と同様です。

※ 長時間訪問看護加算は、訪問看護基本療養費の場合と同様です。

※ 複数名精神科訪問看護加算は☆資料【表1、表2】の利用者の場合と、精神科特別訪問看護指示書が交付された場合制限はありません。加算額はイ、ロと同様です。

※ 精神科複数回訪問加算は、保険医療機関で精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者に対して、24時間対応体制加算と精神科複数回訪問加算を地方厚生(支)局長へ届け出している訪問看護ステーションが1日に2回または3回以上の訪問看護を行った場合に算定します。

※ 夜間・早朝訪問看護加算または深夜訪問看護は、訪問看護基本療養費の場合と同様です。

☆資料☆

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者(基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者)

【表1 特掲診療料の施設基準等・別表第七に掲げる疾病等の者(別表第七)】

1. 末期の悪性腫瘍	10. 多系統萎縮症
2. 多発性硬化症	・線条体黒質変性症
3. 重症筋無力症	・オリープ橋小脳萎縮症
4. スモン	・シャイ・ドレーガー症候群
5. 筋萎縮性側索硬化症	11. プリオン病
6. 脊髄小脳変性症	12. 亜急性硬化性全脳炎
7. ハンチントン病	13. ライソゾーム病
8. 進行性筋ジストロフィー症	14. 副腎白質ジストロフィー
9. パーキンソン病関連疾患	15. 脊髄性筋萎縮症
・進行性核上性麻痺	16. 球脊髄性筋萎縮症
・大脳皮質基底核変性症	17. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
・パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって、生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る)	18. 後天性免疫不全症候群
	19. 頸髄損傷
	20. 人工呼吸器を使用している状態

【表2 特掲診療料の施設基準等・別表第八に掲げる疾病等の者(別表第八)】

1 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
2 以下のいずれかを受けている状態にある者 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理
3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

4 その他の費用について

① 特別の訪問看護料	①1 時間半を超える訪問の場合（実費）	30分あたり	2,000円
	②保険外の訪問（実費）	1時間	8,700円
	③エンゼルケア（実費）	1回	20,000円
	④その他	オムツ等、日常生活用品は実費	
② 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求いたします。 ○訪問1回につき定額500円		
③ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	前日営業時間内までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です。	
	前日営業時間内までにご連絡のない場合	1提供当たり2,000円を請求いたします。	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			

5 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）その他費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の10日以降に訪問時にお渡しさせていただきます。</p>
② 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（医療保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>（ア）利用者指定口座からの自動振替 （イ）集金</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。領収書の再発行はいたしかねます。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から1か月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	中尾 恵美
	イ 連絡先電話番号	078-733-3333
	同ファックス番号	078-733-3332
	ウ 受付日及び受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時30分

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、医療保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 主治の医師の指示に基づき、利用者及び家族の意向や心身の状況等を踏まえて、「訪問看護計画書」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明し、交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
また、居宅介護支援事業者が係る場合、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を参考にし、訪問看護計画書を作成します。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画書」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画書」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いませんが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行いません。
- (6) 理学療法士等による訪問看護は、看護職員に代わって看護業務の一環としてリハビリテーションを中心として行うものです。
- (7) 訪問看護サービスの利用開始時には、当ステーションの看護職員が初回の訪問を行いその後もご利用者の状況の変化等に合わせ定期的に看護職員が訪問し、ご利用者の状態の適切な評価を行います。
- (8) 理学療法士等が訪問看護を提供しているご利用者様については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は看護職員と理学療法士等がご利用者様の情報を共有し、連携して作成いたします。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中尾 恵美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（身体拘束等の原則禁止）

- (1) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。（緊急時の連絡先については、別紙に記載をお願いします。）

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護ステーション賠償責任保険
補償の概要	訪問看護に関わる業務における対人および対物保障

1.2 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.3 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.4 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1.5 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.6 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所において感染症が派生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底しています。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ・看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施しています。

1.7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

実施します。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 ハラスメントの防止について

事業者は、利用者や事業所職員のハラスメント防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) ハラスメントに関する担当者を選定しています。

ハラスメントに関する担当者	中尾 恵美
---------------	-------

- (2) ハラスメント対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) ハラスメントのための指針の整備をしています。
- (4) ハラスメント防止のための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）によるハラスメント行為を発見した場合は、組織的に対応します。
- (6) カスタマーハラスメントについても基本方針を整備して対応します。

カスタマーハラスメントの基本方針：事業者は、利用者等に対して真摯に対応し、信頼や期待に応えることで、より高い満足を提供することを心掛けます。一方で、利用者等からの常識の範囲を超えた要求や言動の中には、従業員の人格を否定する言動、暴力、セクシャルハラスメント等の従業員の尊厳を傷つけるものもあり、これらの行為は職場環境の悪化を招くゆゆしき問題です。事業者は、従業員の人権を尊重するため、これらの要求や言動に対しては利用者等に対しては誠意をもって対応しつつも毅然とした態度で対応します。もし、利用者等からこれらの行為を受けた際は、従業員が上長などに報告相談することを奨励しており、相談があった場合には組織的に対応します。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順のマニュアルを作成しております。

- (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の窓口の名称)	所在地：兵庫県神戸市須磨区須磨本町1丁目1番46号 ウエスト天神101号室 電話番号：078-733-3333 FAX番号：078-733-3332 受付時間：8:30~17:30
【市町村（保険者）の窓口】	○ 神戸市福祉局 監査指導部 TEL：078-322-6326 (平日 8:45~12:00、13:00~17:30)
【公的団体の窓口】	○ 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓 TEL：078-332-5617 (平日 8:45~17:15) ○ 神戸市消費生活センター（契約についてのご相談） TEL：078-371-1221 (平日 9:00~17:00)

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「神戸市指定居宅サービス事業者等及び神戸市指定介護予防サービス等の事業の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年神戸市条例第28号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府豊中市長興寺北三丁目 6 - 46
	法人名	株式会社 アーチ在宅リハビリテーション研究所
	代表者名	代表取締役 恵濃 雄一
	事業所名	アーチ訪問看護ステーション神戸
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	